

化学物質安全対策部会について（化審法）

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロオクタン酸(PFOA) 関連物質等の個別の適用除外の取扱い及びこれらの物質群が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について

1. 背景

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）第9回締約国会議（COP9）において、新たにペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質を同条約の附属書A（廃絶）に追加することが決定されたことから、今後、POPs条約の下、条約締約国において、製造、使用等を廃絶する措置等が講じられることとなり、薬事・食品衛生審議会において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）に基づき第一種特定化学物質に指定することが適当とされた。

なお、PFOA関連物質については、化審法政令改正に向けた準備を進めている過程において、PFOA関連物質の政令指定名称案にはPFOAに分解すると考えられない物質が含まれていることが判明したことから、PFOA関連物質に相当する物質群の定義について見直した。また、PFOAとその塩及びPFOA関連物質の具体的な対象物質について各国の理解を深めるための例示的ナリスト（以下「例示的リスト」という。）を参照し、PFOAの異性体及び自然界でPFOAに分解すると思われる56物質群をPFOA関連物質として同定し、薬事・食品衛生審議会において、当該56物質群の第一種特定化学物質への指定及び第一種特定化学物質に指定した際に講じるべき化審法上の所要の措置について再度審議した。しかし、その後のPOPs条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会（以下「POPRC」という。）において例示的リストの更新が行われており、当該56物質群の中にはPFOAに分解しないと認められたことにより、例示的リストから削除された物質群も含まれていることから第一種特定化学物質に指定するPFOA関連物質の見直しを行った。

これらを踏まえ、見直したPFOA関連物質を第一種特定化学物質に指定した際に講じるべき化審法上の所要の措置について、過去の審議結果も踏まえつつ、最新の情報に更新した上で、令和6年2月15日の化学物質安全対策部会にて、輸入を禁止とする製品の指定等の具体的な措置を審議した。

2. 化審法による対応

(1) 輸入を禁止する製品の指定

当該化学物質の国内におけるこれまでの使用状況、当該化学物質が使用されている製品の輸入状況並びに海外における使用状況等を踏まえ、下表のとおり輸入禁止製品を指定することが適当であるとされた。

化学物質	化審法第 24 条第 1 項に規定する政令で定めるべき製品
<p>ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに限る。）又はその塩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロアワックス ・ 撥水撥油加工をした生地 ・ 撥水撥油加工をした衣服 ・ 撥水撥油加工をしたカーペット ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ コーティング剤 ・ 塗料、ニス ・ トナー ・ 洗淨剤 ・ 業務用写真フィルム ・ 耐水・耐油処理をした加工紙 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
<p>ペルフルオロオクタン酸関連物質（1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル=ヨージド）、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール（別名 8 : 2フルオロテロマーアルコール）、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が 7 のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロアワックス ・ 繊維製品用保護剤及び防汚剤 ・ 撥水撥油剤 ・ 撥水撥油加工をした繊維製品 ・ 消泡剤 ・ コーティング剤 ・ 光ファイバー又はその表面コーティング剤 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

(2) 代替困難な用途の指定

POPs 条約で除外が認められており、かつ代替が困難であるため、第一種特定化学物質の

使用を認める用途を下表のとおり指定することが適当であるとされた。

化学物質	法第 25 条に規定する政令で定めるべき用途
1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクチル=ブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクチル=ヨージド(PFOI)の使用
3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)	<ul style="list-style-type: none"> ・侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的としたペルフルオロオクチルエチルオキシプロピル=メタクリレート(PFMA)の製造のためのペルフルオロオクチルエタノール(8:2FTOH)の使用

(3) 取扱上の技術基準への適合が求められる製品の指定

当該化学物質が使用されている製品のうち、その形態から、環境を汚染する可能性があるため、取り扱う場合に技術上の基準に従わなければならない製品を下表のとおり指定することが適当であるとされた。

化学物質	法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
ペルフルオロアルカン酸 (構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸 関連物質(1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6,	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

<p>7, 7, 8, 8-ヘプタ デカフルオロ-8-ヨ ドオクタン (別名ペ ルフルオロオクチ ル=ヨージド)、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 1 0, 10, 10-ヘプ タデカフルオロデ カン-1-オール (別 名8:2フルオロテ ロマーアルコール)、 炭素原子と直接に 結合するペンタデ カフルオロアルキ ル基 (炭素数が7 のものに限る。)を 有する化合物であ つて、自然的作 用による化学的変 化によりペルフル オロオクタン酸又 はペルフルオロア ルカン酸 (構造が 分枝であつて、炭 素数が8のものに 限る。)を生成す る化学物質として 厚生労働省令、経 済産業省令、環 境省令で定める もの)</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--